

広島市食検だより

2014年3月 第3号

食肉の残留抗生物質の検査について

農場では、家畜の感染症の治療や予防を目的として抗生物質が使用されています。家畜に抗生物質を与えると、しばらくの間は薬物が体内に残留します。そのため、**薬事法**により医薬品や動物種ごとに、と畜場への出荷ができない期間（**使用禁止期間**）が定められています。これを守らず家畜を出荷した場合は、食肉中に残留した薬物による人への健康被害のおそれがあります。



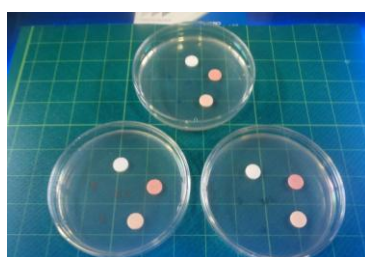
広島市と畜場では、食肉衛生検査所の獣医師が**と畜場法**に基づく「**と畜検査**」とともに、**食品衛生法**に基づいて「**残留抗生物質検査**」を行っています。残留抗生物質の検査を行った家畜の出荷者の方には、検査の内容と結果を書面でお知らせして注意を呼びかけています。

残留抗生物質検査の流れ

と畜検査申請受付時に、提出書類で全頭の投薬歴をチェックし、使用禁止期間内の家畜をと畜前に排除します。と畜後は、抜き取りで残留抗生物質の簡易検査を行い、陽性の場合、分析用機器でさらに詳しく精密検査を行います。食品衛生法で定められた残留基準値を超えた食肉は廃棄処分となり、市場に流通することはありません。



書類チェック



簡易検査(抜き取り)



精密検査